



2024

広報 こざがわ 8



下露地区 ひまわり

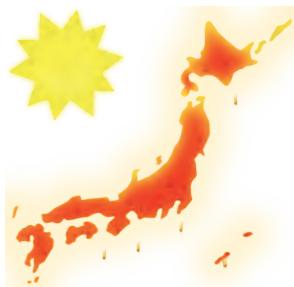
熱中症に注意しましょう 2~3ページ

特集

熱中症に注意しましよう



全国的に暑い日が続いています



熱中症警戒アラートとは
熱中症の危険性に対する「気
づき」を促すものとして、府県
予報区等内において、いずれか
の暑さ指數情報提供地点におけ
る、翌日・当日の日最高暑さ指
数（WBGT）が33（予測値）に
達する場合に発表します。

個々の地点の暑さ指数は、環
境によって大きく異なります
で、黒球の付いたWBGT測定
機器等を用いて独自に測定する
ことをお勧めします。

環境省の熱中症予防情報サイ
トによると、今年の4月から7
月までの間で、熱中症警戒ア
ラートが発表された回数の合計
は668回であり、過去最多の
年となりました。

今年は昨年を上回るペースで

熱中症警戒アラートが発表され
ているため、さらなる注意が必
要です。

～熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）が出た時には～

- ・熱中症警戒アラートが発表された地域において、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるので、他人事と考えず、暑さから、自分の身を守りましょう
- ・まずは、室内等のエアコン等により涼しい環境にて過ごしましょう
- ・その上で、こまめな休憩や水分補給・塩分補給をしましょう
- ・高齢者、乳幼児等の方は熱中症にかかりやすいので特に注意し、周囲の方も声かけをしましょう

参考：環境省「熱中症予防情報サイト」



熱中症を引き起こす3つの要因

要因 その1 環境

- 気温が高い
- 日差しが強い
- 湿度が高い
- 閉め切った屋内
- エアコンの無い部屋



要因 その2 からだ

- 高齢者や乳幼児、肥満の方
- 下痢やインフルエンザでの脱水状態
- 二日酔いや寝不足といった体調不良



要因 その3 行動

- 激しい筋肉運動や慣れない運動
- 長時間の屋外作業
- 水分補給できない状況



これら3つの要因により、熱中症を引き起こす可能性があります！

体温の上昇と調整機能のバランスが崩れると、どんどん身体に熱が溜まってしまいます。
このような状態が熱中症です。



熱中症予防のポイント

涼しい服装



日陰を利用



日傘・帽子



水分・塩分補給



- 热中症を予防するためには、こまめな水分補給や暑さ対策が基本となります
- 体調の悪いときには特に注意しましょう



お知らせと情報



主な問合せ先

総務課
☎ 72-0180

住民生活課
☎ 67-7900

地域振興課
☎ 67-7901

建設課
☎ 67-7902

出納室
☎ 67-7903

議会事務局
☎ 67-7904

教育委員会（教育課）
☎ 72-3344

健康福祉課
☎ 67-7112

地域包括支援センター
☎ 67-7611

問……問合せ先

通話録音装置等購入費補助金

のご案内

高齢者に対する振り込め詐欺等の特殊詐欺や、悪質な電話勧誘等を未然に防ぐため、通話録音装置等について、購入費の一

部を補助します。

■対象者
町内に住所を有する65歳以上の方

■補助金額

1世帯につき装置等1台あたりの購入に要する費用（設置に係る労務費を除く）の2分の1以内（上限額一万円）。

■対象となる機器
①通話録音装置
固定電話機に取り付けて通話内容を録音する装置で、着信時に通話内容を録音する事を相手に伝える機能を有する機器

②着信拒否装置

固定電話機に取り付けて、登録された迷惑電話からの着信を自動で判別し、点灯により

通知する機能を有する機器
③通話録音機能又は着信拒否機能を内蔵する固定電話機

■申請方法

購入日から1か月以内又は購入日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、

必要書類を添えて役場地域振興課までご提出ください。

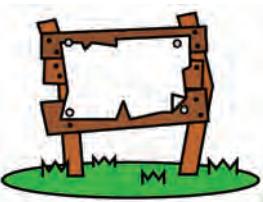
問 地域振興課 産業観光班

9月1日～9月10日は屋外広告物適正化週間です

屋外広告物条例により、景観保全と事故防止のために屋外広告物の設置許可、管理が義務付けられています。

また、看板の落下や倒壊といった事故が公衆に重大な危害を及ぼすことのないよう、看板の所有者、管理者等は日頃から安全点検に取り組みましょう。

問 建設課 建築水道班



古座川町危険木伐採等補助金 のご案内

■ 補助金額
危険木の伐採、撤去及び処分に必要な経費の2分の1以内（上限額15万円）

町民の安全で安心な生活環境を保全するため、危険木の伐採等に必要な経費に対し補助金を交付します。

■ 対象者

- ・危険木の所有者
- ・危険木が倒れることで直接的な被害を受けるおそれのある方
- ・区長

■ 対象となる危険木

- ・森林法第5条に規定する地域森林計画の対象となつている森林内の危険木であること。
- ・倒木の危険性が高く、倒木等により家屋、社会福祉施設、公共施設（道路を含む）又は河川等に影響を及ぼすおそれがあること。



問

地域振興課 農林水産班

山林を伐採する場合は、伐採する30日から90日前までに伐採届の提出が必要となります。その他許可申請等の手続きが必要となる場合もございますので、ご不明の際は役場

地域振興課にご確認ください。

古座川町では、風しん（又は麻しん風しん）ワクチン予防接種費用を助成しています。

事前申請となりますので、危険木を伐採する前に補助金の申請をお願いします。

■ その他

又は希望している女性や妊婦のパートナーが予防接種を受けることが重要です。

古座川町では、風しん（又は麻しん風しん）ワクチン予防接種費用を助成しています。

受けられないため、妊娠を予定

・母子健康手帳（妊娠の配偶者が接種した場合のみ）

・申請書（町ホームページからダウンロードできます）

- ・申請に必要な書類
 - ・申請書（町ホームページからダウンロードできます）
 - ・領収書（接種者名、予防接種名、接種日、支払金額、医療機関名のわかるもの）
 - ・母子健康手帳（妊娠の配偶者が接種した場合のみ）
- ・申請期間
 - ・令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※注意事項

- 対象者
 - ①19歳以上50歳未満の妊娠を希望する女性（年齢基準日…予防接種をする日）
 - ②妊婦の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係にある者を含む）
- ・女性の場合はワクチン接種後、2ヶ月間の避妊が必要です。
- ・令和6年度に接種した方が対象です。令和5年度以前に接種したワクチン費用は助成の対象になりません。

風しんワクチン接種費用助成について

医療機関で接種費用を支払った後に、役場健康福祉課に申請してください。後日費用を口座にお振込みします。

■ 助成費用

接種費用全額（接種者1名につき1回の助成）

問

健康福祉課 健康班



重度心身障害児（者）医療費助成制度について

身体障害者手帳1級～3級の方、療育手帳A判定の方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方、特別児童扶養手当1級の方の医療費と入院時食事療養費を助成します。

※身体障害者手帳3級の方については、入院の医療費のみ対象となります（所得制限あり）。

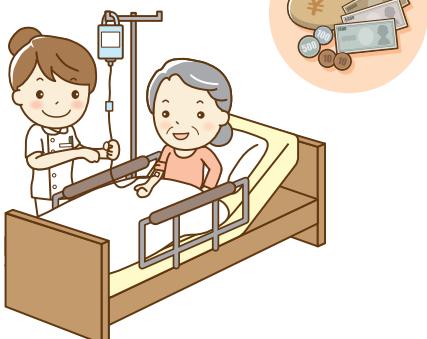
問 住民生活課 住民班



ひとり親家庭医療費助成制度（所得制限あり）について

児童を有する配偶者のいないひとり親家庭の医療費と入院時食事療養費を助成します。
対象期間…児童が18歳に達する日以降最初の3月31日まで

※収入の中には、市町村民税のかからない「遺族恩給」、「障害年金」、「老齢福祉年金」、「雇用保険」、「福祉給付金」などあらゆる収入を含みます。



ひとり親家庭医療費助成制度（所得制限あり）について

①後期高齢者医療制度の被保険者ではないこと。
②生活保護を受けていないこと。
③対象者を含む世帯全員が市町村民税非課税であること。
④対象者を含む世帯全員の前年の収入金額の合計額が次の基準以下であること。

1人世帯…百万円
2人世帯…百四十万円（以下1人増えるごとに40万円加算）

子ども医療費助成制度について

0歳から18歳に達した日以降の最初の3月31日までのこどもの医療費と入院時食事療養費を助成します。
対象期間…児童が18歳に達する日以降最初の3月31日まで

問 住民生活課 住民班

67歳から69歳までの方で、次の要件に当てはまる方の保険適用の医療費の自己負担3割のうち1割を助成します。

①後期高齢者医療制度の被保険者ではないこと。
②生活保護を受けていないこと。
③対象者を含む世帯全員が市町村民税非課税であること。
④対象者を含む世帯全員の前年の収入金額の合計額が次の基準以下であること。

問 住民生活課 住民班

※対象者の金融資産（預貯金、国債・株式等の有価証券）の合計額が三百五十万円以下であり、かつ、世帯全員の金融資産の合計額が三百五十万円×世帯員数以下であること。
⑥対象者を含む世帯全員が活用できる資産（今住んでいる土地・家屋や田畠、山林等ただちに処分が難しい物は除く。）を所有していないこと。
⑦対象者が同じ世帯以外の方から扶養（税、健康保険）を受けていないこと。

老人医療費助成制度について

⑤対象者の金融資産（預貯金、国債・株式等の有価証券）の合計額が三百五十万円以下であり、かつ、世帯全員の金融資産の合計額が三百五十万円×世帯員数以下であること。
⑥対象者を含む世帯全員が活用できる資産（今住んでいる土地・家屋や田畠、山林等ただちに処分が難しい物は除く。）を所有していないこと。
⑦対象者が同じ世帯以外の方から扶養（税、健康保険）を受けていないこと。

町税等の納期限



問 住民生活課 税務班

料や延滞金が加算されます。
納期限を過ぎると、督促手数

税 目	期 別	納 期 限
固定資産税	第3期	
国民健康保険税	第3期	
介護保険料	第6期	
後期高齢者医療保険料	第3期	
町県民税	第3期	
国民健康保険税	第4期	令和6年 10月31日
介護保険料	第7期	
後期高齢者医療保険料	第4期	

問 住民生活課 住民班

ごみを出す時は、正しく分別して、収集日の当日8時までにごみステーションに出してください。

鉄・缶類、ビン類をコンテナではなく袋に入れて置いていることがあります。鉄・缶類、ビン類は袋に入れずにそのままコンテナに入れてください。

問 総務課 企画財政班

分別の方法は「ごみ分別パンフレット」で、収集日は「ごみ収集予定表」で確認し、正しいごみ出しにご協力をお願いします。

古座川町では、古座川町第6次長期総合計画の策定に向け、住民の皆さまの現在の生活環境や将来に向けたまちづくりについてご意見を伺い、今後の町政運営の参考資料とするためにアンケート調査を実施しています。

8月中旬に、18歳以上の町民の中から1000人を無作為に選び、調査票を郵送させていただいています。お答えいただいた内容については、統計的に処理し、調査の目的以外に利用することはありません。

ごみの分別、出し方について

住民アンケート調査にご協力ください



夜間中学フォーラムについて

問

和歌山県教育委員会
義務教育課

(073-441-3662)

海上保安官募集

問

田辺海上保安部
管理課

(0739-22-2002)

「夜間中学」ってなんだろう? ～夜間中学を知ろう～

■内容

「夜間中学」を知ってもらうための講演会、パネルディスカッション

■場所・日時

【東牟婁会場】9月28日(土) 13時30分から16時10分

新宮市文化複合施設丹鶴ホール(新宮市)

【西牟婁会場】9月29日(日) 13時30分から16時10分

県立情報交流センターBig・U 多目的ホール(田辺市)

■参加費無料

※要約筆記あり

■申込み・問合せ

9月18日(一時保育・手話通訳は9月12日)までに

和歌山県教育委員会義務教育課

TEL: 073-441-3662 FAX: 073-424-8877

E-mail: e5011001@pref.wakayama.lg.jp

右記QRコード



～あなたも日本の海を守りませんか?～

■案内

2025年4月採用者を募集します。

■問合せ先 田辺海上保安部 管理課 TEL: 0739-22-2002

詳しくは HP：“海上保安官 採用”で検索

もしくは、右記QRコードを読み込んでください。



海上保安官採用試験 ※幹部海上保安官になる

受付期間	2024年8月22日(木)～9月4日(水)
申込方法	インターネットでの申込み
1次試験日	2024年10月26日(土)、27日(日)
試験会場	和歌山市等
受験資格	2024年4月1日において高等学校等を卒業して2年を経過していない方 2025年3月までに高等学校等を卒業見込みの方 など



町の取り組み・出来事



れあいサマーキャンプ

7月23日からの4日間に神奈川県川崎市の小学5年生～中学1年生までの児童生徒25人が古座川町を訪問し、町内の5・6年生と交流しました。

川遊びやカヌーツーリングといった古座川ならではの体験を通して、都市と地方それぞれの地域で育つ同世代の親交を深め合いました。

8月26日からの3日間には、古座川町内の6年生が川崎市を訪問し、今回親交を深めた川崎市の友達との再会を予定しています。

【教育委員会 教育課】



カヌーツーリングの様子



クリーンキャンペーン

7月7日にクリーンキャンペーンを実施しました。当日は、早朝から住民の皆さんに町内の空き缶や空き瓶などを拾い集めていただき、その後、町職員、社会福祉法人高瀬会、JAみくまの関係者計約50人が収集、分別作業を行い、約0.4tのごみを処分することができました。

今後も、美しい古座川の自然を守っていけるよう環境美化に取り組んでいきます。

【住民生活課 住民班】



クリーンキャンペーンの様子



児童館七夕会

6月29日に中央公民館において、児童館七夕会を行いました。

絵本の読み聞かせの後、こどもたちは七夕飾りを制作し、願い事を書いた短冊と一緒に、会場に設置された笹に飾り付けをしました。

たくさんの短冊や飾りで彩られた笹は、7月7日の七夕まで展示されました。

【教育委員会 教育課】





歌山県消防操法大会 準優勝！！



町の取り組み・出来事

令和6年7月28日、和歌山県消防学校において第30回和歌山県消防操法大会が開催されました。

ポンプ車操法の部に出場した古座川町消防団は、5月から訓練を重ね、大会ではその成果を遺憾なく発揮し、見事準優勝を飾りました。皆さまの応援ありがとうございました。

出場選手紹介

指揮者 吉川 悟	1番員 須川 陽介	2番員 上野 雄太
3番員 松下 幸弘	4番員 久保 直也	補助員 中谷 正博

【総務課 総務行政班】



6月に和歌山県で開催された「WFDF2024 アジア・オセアニアビーチアルティメット選手権大会」に日本代表として出場し、準優勝を果たした町職員（七川診療所勤務）の芝公士郎さんが、令和6年8月9日、町長へ結果を報告しました。

また、芝さんは11月にアメリカ合衆国カリフォルニア州で開催される「WFDF2024 世界マスターズアルティメット選手権大会」のオープン部門の日本代表に引き続き選出されており、町長から激励のメッセージがありました。

※アルティメットとは、100m×37mのフィールド内でフライングディスクをパスでつなぎ、エンドゾーン内でディスクをキャッチすれば得点となる7人制のスポーツです。

【総務課 企画財政班】





暮らしを支える税を学ぼう



町の取り組み・出来事

7月5日に古座中学校、12日に明神中学校において、租税教室を実施しました。当日は、役場職員が講師となって授業を行い、DVDやクイズを通して、暮らしを支える税の大切さについて生徒たちと一緒に考えました。

生徒たちは、クイズや1億円の模擬紙幣の重さを体感し、楽しみながらも真剣に授業に取り組み、税の使い道や租税の意義・役割について、より理解を深めました。

【住民生活課 税務班】



古座中学校での様子



明神中学校での様子

公証役場通信



第5回 任意後見のメリット

終活する中で、自分の判断力が衰えた場合を想像するのは、難しいかも知れません。しかし、認知症等の理由で、判断ができなくなる方は、公証役場の相談でも、年々増えていることがうかがえます。そこで、判断力が衰えた場合に備えて、任意後見契約のことを考えてみましょう。

任意後見は、本人の財産管理や看護の事務手続きを、信頼できる方（後見人）に委任する契約です。本人の判断力が衰えた段階で、後見人や親族が家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申立て、裁判所で監督人が選ばれてから効力が生じます。

本人の判断力が低下した後の、後見人による

新宮公証役場通信 公証人 三橋 豊



電話 0735-21-2344

新宮市緑ヶ丘2-1-31カマツカビル3F

代理事務について、後見監督人が適正な財産管理や療養看護を担保することになります。

本人のために代理できる行為は、契約により範囲を決めておきます。後見人は、任意後見契約により後見登記された証明書を持参することで、本人に代わって預貯金の出し入れや入所施設の費用の支払、保険金の受領や様々な行政手続きなどを代理して行うことができます。詐欺の被害に遭わないよう、キャッシュカードや通帳などを預けておくことも可能です。もし、手術や入院の費用が不足するなら、監督人と協議のうえ、自宅敷地の一部を処分することもできます。



～視察研修～

宝島クリーンセンター



食事を作る際にも必ず関係してくる“ゴミの処理”について、より知識を深めるため6月27日、視察研修の機会を設けました。

まずは役場住民生活課の担当職員より、日頃ごみの分別をする際の小さな疑問について、質疑応答形式でお話をさせていただきました。その後、場所を宝島クリーンセンターに移し、施設見学と古座川町の可燃ゴミの状況について説明を受けました。なかでも収集可燃ゴミの量は年々増加傾向にあり、令和5年度では1人1日あたり約480gとのことでした。



また、不燃ゴミ等を含む古座川町のゴミ排出量の減量化に向けた目標は、令和3年度で1人1日あたり913.8g。令和4年度のゴミの排出量は1067gなので、今後もゴミの減量化に努める必要があります。『分別の徹底による資源化推進』、『マイバッグ・マイボトルの使用』、『食品ロスの削減』など、一人ひとりのちょっとした心がけで、ゴミの量は大きく減らすことができます。



廣西先生の 健 康寄席



第四十五回 「コーヒーと健康について」

コーヒーは体に悪くありませんか？という質問をいただくことがあります、そのたびに筋萎縮性側索硬化症というある難病の方を思い出します。この病気は数年で呼吸筋が麻痺してしまう厄介な病気なのですが、その方は十年経っても呼吸器が必要にならず、たいへん進行が遅かったです。この方が毎日ブラックの缶コーヒーをお飲みになるのが習慣で、まず偶然だらうとは思いながらもこれってコーヒーが効いてるんじゃないの？って思ったものでした。みなさんご経験あるかと思いますが、コーヒーを飲むと眠気がとれ、集中力が高まり、仕事の効率が良くなります。これはコーヒーに入っているカフェインが脳を興奮させてくれるからです。“パワーナップ”といって昼寝の前にコーヒーを飲むと、短時間で目が覚めて、だらだら昼寝をすることがなくなり、午後の仕事が楽になるそうです。逆に夜の睡眠の前にコーヒーを飲んでしまうと眠れなかったり、途中覚醒して困ることもあります。コーヒーにはカフェインだけでなく、フェノール類やポリフェノール類といっ

た抗酸化物質も含まれており、体内の細胞の老化を抑制してくれるそうです。実際、ある研究によると、コーヒーを毎日飲む人は少しだけでも寿命が伸びるんだそうです。

ただ、「成長期のこどもさんにはあまり積極的におすすめしない方が良いかもしれない」というのは、背が伸びるための成長ホルモンは熟睡しているときに出るものですから、コーヒーのカフェインによって睡眠が妨げられると成長ホルモンが減って、身長の伸びが抑制されるかもしれません。受験勉強中のこどもさんは夜遅くまで勉強するためにコーヒーや、やはりカフェインが多く入っているエナジードリンク、栄養ドリンクなどを飲んだりしますが、飲み過ぎは注意です。

まとめますと、コーヒーは総じてどちらかというと体には良い飲料ということになりますが、カフェインが脳を興奮させますので、良い睡眠のためには夜は控えた方がいいということになります。

【健康福祉課 福祉班】



広報こざがわ

●発行・編集 古座川町役場総務課／広報委員会

8月号 令和6年8月28日発行 ホームページ <http://www.town.kozagawa.wakayama.jp/>

0735-72-0180 FAX 0735-72-1858

Eメール info@town.kozagawa.lg.jp